

# 仕様書

## 1 件名

千葉県発達障害理解促進・啓発パンフレット作成業務委託

## 2 目的

自閉スペクトラム症（ASD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害について、見た目には分かりにくい障害であるため、家族や関係者等の周囲の方々から理解されにくい方も多い。そこで、発達障害についてわかりやすいパンフレットを作成することにより、理解促進や啓発につなげ、この障害が広く理解されることを目指す。

## 3 業務内容 発達障害理解促進・啓発パンフレットの作成及び発送

## 4 委託期間 契約締結の日から令和6年10月18日（金）まで

## 5 履行場所 千葉県保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課及び市の定める関係施設等

## 6 仕様

(1) 規格 A4 判 オールカラー 8 ページ程度（表紙、裏表紙含む）

(2) 製本 中綴じ

(3) 用紙 マットコート紙 菊判 62.5kg 以上

(4) 印刷 オフセット印刷

(5) 部数 5,000 部

(6) 構成

イラストや図を使用する等、市民向けにわかりやすく伝える工夫をすること。また、これらの素材は受託者において用意すること。

ア 表紙

イ 目次

ウ 本編及び裏表紙 以下の内容を含み、8 ページ程度。

(ア) 発達障害の基礎知識

(イ) 発達障害の特性にまつわるシーンや事例（年齢や場面ごとといった複数パターン）

(ウ) 障害のある当事者のコラム（インタビューの実施）

(エ) 当事者の周囲の方のコラム（保護者、職場の方、学校の先生のインタビューの実施）

(オ) 相談窓口案内

(7) 音声コード Uni-Voice 作成

ページごとに音声コード Uni-Voice を作成し、印刷時に半円形の切り欠きを入れること。切り欠きの位置は、契約後に市から示すものに従うものとする。

7 作業内容

(1) 企画設計

受託者は、契約後 14 日以内に、企画の進行方針やスケジュールを記した実施計画書を本市に提出する。

(2) 取材の実施

当事者、保護者、職場の方、学校先生に対し、インタビューをし、コラムを作成する。インタビューの相手や内容、方法等の詳細は市と協議のうえ、決定する。

(3) 制作及び編集

ア 表紙、本文及び裏表紙のデザイン並びに各項目に係る文章を作成し、レイアウトを行う。

初稿提出後、修正があれば都度校正を行い、市が了承した場合に校了とする。

校正回数は市と協議のうえ、決定する。

イ 医師等の専門的知見のある学識経験者に、パンフレットの記載内容に妥当性があるか確認すること。

(4) 印刷、加工

仕様のとおり印刷・加工する。

(5) 発送・納品

市が定める配布計画に基づき、障害者自立支援課及び市内関係施設等毎に必要な部数を梱包し、40か所に納品する。

8 納品期限 令和6年10月18日（金）まで

9 その他留意事項

(1) パンフレット印刷用の電子データを PDF ファイル形式にて市に納品すること。

(2) 作成・運搬等にかかる経費については、全て本契約に含む。

(3) 委託契約金額の支払は、業務完了検査終了後、一括払いとする。

(4) 業務遂行にあたっては、受託者は適宜市との協議に応じ、市の指示に従うこと。

(5) 業務遂行にあたり必要となる資料については、市が妥当と判断する場合のみ受託者に提供する。なお、提供を受けた資料は、複製・複写を禁ずるとともに、本業務委託終了後に返却するなど、取扱に十分注意すること。

(6) 業務の進捗状況について、市に適宜報告を行うこと。

(7) 著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利（著作権）を市に無償で譲渡するものとする。また、著作権法第18条から第20条までに規定

する権利（著作権人格権）は、市の事前の同意を得なければ行使することができない。

(8) 業務の再委託について

ア 受託者は、全ての業務を他の事業者にも再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に市の承認を得なければならない。

イ 受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

(9) 仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は双方協議のうえ定める。